

# 平成22年度 東京都中学校体育大会実施要項

22.4.20

## 1. 目的

東京都中学校体育大会は、中学校教育の一環として、生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・技能の向上と、スポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な生徒を育成する。また、スポーツの交流を通じて各学校間の親睦を図り、生涯スポーツの基礎づくりに寄与する。

## 2. 大会の運営

- (1) 運営に関する基本事項は、東京都中学校体育連盟が決定する。
- (2) 大会運営は東京都中学校体育連盟競技専門部によって行われる。  
東京都中学校総合体育大会については、東京都教育委員会・東京都中学校体育連盟が主催する。
- (3) 競技の運営は、全国中学校体育大会、関東中学校体育大会基準に準ずる。

## 3. 大会の名称

平成22年度 第49回 東京都中学校総合体育大会 (種目別)

平成22年度 第 回 東京都中学校 (種目別) 大会

- ※ 東京都中学校 (種目別) 春季大会  
東京都中学校 (種目別) 選手権大会  
東京都中学校 (種目別) 新人大会 (秋季大会)
- ※ 回数については、前回に引き継ぐものとする。

## 4. 実施競技

- (1) 陸上競技
  - (2) 体操
  - (3) バレーボール
  - (4) バスケットボール
  - (5) 野球
  - (6) ソフトテニス
  - (7) 卓球
  - (8) 柔道
  - (9) 剣道
  - (10) ソフトボール
  - (11) ハンドボール
  - (12) サッカー
  - (13) バドミントン
  - (14) 水泳
  - (15) ダンス
  - (16) 相撲
  - (17) 新体操
  - (18) スキー
  - (19) スケート
  - (20) テニス
  - (21) ラクビーフットボール
- ※ 東京都中学校総合体育大会は、別に定める。

## 5. 会期

各大会とも、各競技専門部にて決定する。但し、東京都中学校総合体育大会については、6月12日～7月31日とする。(冬季競技とラグビーフットボールは、別に定める。)

## 6. 競技内容・方法

各大会とも、本実施要項及び各競技専門部作成の競技専門部別実施要項による。

## 7. 参加資格

- (1) 東京都中学校体育連盟本部加盟、各競技専門部登録の中学校に在学している者。  
※中高一貫校及び小中一貫校の生徒は、中学部入学(小学校入学後7年目)から3年間の中等課程に在籍している者とする。
- (2) 本実施要項及び各競技専門部別各大会競技実施要項により東京都中学校(競技別)体育大会の参加資格を得た者。
- (3) 参加資格の特例
  - ① 学校教育法134条の各学校に在学し、本実施要項・各競技専門部各大会競技実施要項により、東京都中学校体育大会参加資格を得た者。
  - ② 参加を希望する学校は、以下の条件を具備する。
    - ア) 東京都中学校体育大会の参加を認める条件。
      - 1) 東京都中学校体育連盟各競技専門部の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重する。
      - 2) 参加を希望する学校にあっては、学齢・修業年限が中学校と一致している。又、連携校との生徒による混成は認めない。
      - 3) 各学校にあっては、東京都中学校体育連盟各支部予選会から出場が認められ都大会への出場条件が満たされている。

- 4) 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員等のもとに適切に行われており、運営が適切である。
- イ) 東京都中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件。
- 5) 東京都中学校体育連盟大会実施要項・競技専門部要項及び規則を遵守するとともに、大会の円滑な運営に協力する。
- 6) 大会参加にあたっては、責任ある教員等が引率するとともに、万一事故の発生にあたっては、当該学校の校長が責任を負うものとする。又、事故等の発生に備え、傷害保険等に参加するなど、万全の事故対策をたてておく。
- 7) 大会参加に要する費用については、当該校が応分の負担をする。
- (4) 複数校の合同チームによる参加について  
認める大会は「春季大会」「夏季（選手権）大会」と「秋季（新人）大会」の都大会とブロック大会とする。（当該支部大会よりの出場が条件となる）
- ① 東京都中学校体育大会における複数校における合同チームの参加規定は、次の通りとする。
- ア) 合同チームの規定について
- 1) チームのメンバーは、同一支部内の2校の生徒であることを原則とする。（島しょ地区や特別な理由のある競技専門部についての校数は、役員会と相談する）
  - 2) 両校とも、あるいは、どちらかの学校が試合参加の必要最低人員を確保することができない場合とする。
  - 3) 双方の学校で、部として成立していることを原則とする。
  - 4) 両校の校長の承認のもとに、計画的・継続的に練習が行われている。（試合参加ということのみでは、考慮しない。）
  - 5) 年間を通しての合同チームとする。（大会毎に異なる学校との合同とならないこと。但し新人大会からの合同チーム編成はあり得ることとする。）
  - 6) 合同チームの各校が東京都中学校体育連盟本部加盟及び競技専門部に登録をしている。
  - 7) 当該チームのある支部が、1つのチームとして認定し、支部大会の参加を認めるとともに、ブロック大会及び都大会への出場を認めている。（支部長及び支部競技責任者に報告し認定されていること）
  - 8) 顧問は各学校の教員とし、両校の顧問かどちらかの代表顧問が引率をする。
  - 9) 参加申し込み等については、両校の校長の承認・連絡のもとに代表校長が責任者として、手続きを行う。
  - 10) チーム名は両校名の併記とする。（○・□中学校）か、地区名を使用する（△▲市合同）。
  - 11) 大会参加費は両校ともに支払うものとする。
  - 12) 国立、私立中学校については、合同チームに加わることを認めない。

※1つの学校が、単独チームと合同チームの2つのチームとして参加することは出来ない。

※合同チームの申請については、次の通りとする。

- ① 代表校長が合同チーム編成承認願（様式合1）を支部長（4部・3部はコピー可）と支部競技責任者（1部）へ提出する。
- ② 支部長は、支部競技責任者と連絡、確認をして認定可否を決定する。
- ③ 支部長は、認定の結果を申請した代表校長に回答する。  
（様式合1に認定結果を記入し回答する）  
※合同チームが承認された場合は、下の④⑤へと書類が流れる。
- ④ 支部長は、本連盟事務局へ認定結果を記入し2部送付する。（1部は支部長保管）
- ⑤ 会長の確認を得た後、本連盟事務局は都各専門競技部長へ1部を送付する。

※細目については各競技専門部の特殊性も考慮し、各競技専門部において決定する。

◎参考資料「各競技種目エントリー数」（ ）内は競技に必要最小限人数

1. バスケットボール	1チーム18名(5)	2. サッカー	1チーム20名(11、8も可)
3. ハンドボール	" 15 (7、5も可)	4. 野球	" 20 (9)
5. 体操	" 4 (3)	6. 新体操	" 8 (6)
7. バレーボール	" 12 (6)	8. ソフトテニス	" 8 (6、4も可)
9. 卓球	" 8 (6)	10. バドミントン	制限なし (5)
11. ソフトボール	" 20 (9)	12. 柔道	" 男7 (5、3も可)、 " 女4 (3、2も可)
13. 剣道	" 7 (5)	14. ダンス	制限なし (5)
15. 相撲	" 5 (3)	16. 駅伝	男8 (6)、女8 (5)

② 全国・関東大会への参加について

ア) 全国・関東大会にも出場することができる。ただし、それぞれ関東中体連及び(財)日本中体連の合同チーム参加規程の条件を満たすことが必要である。

● 関東大会→2校の合同であること。また、両校ともに競技人数を下回った時のみとなっている。

◎ 関東大会、全国大会において合同チームの参加を認めている競技

● 関東大会

・バスケットボール(5名) ・サッカー(11) ・ハンドボール(7)  
・軟式野球(9) ・バレーボール(6) ・ソフトボール(9)

● 全国大会

・種目は上記の関東大会にアイスホッケー(12)を加えた7種目である。

※2校等の条件はないが、各地域ブロック大会を勝ち抜いての出場となるので、東京都は関東中体連の参加規程を守る必要がある。

勝利至上主義のチーム編成にならないこととなっている。

## 8. 監督・引率規定

(1) 参加生徒の監督・引率は出場校の校長・教員とする。

① 小中一貫校において、都教委より小中兼務の発命を受けている小学校教諭は、中学校の教諭と考える。

② ここでいう教諭とは、公立学校の都費負担教諭のことであり、地教委による採用者は当てはまらないこととする。

(2) 監督・引率者の特例

東京都中学校体育大会の個人種目への生徒参加について、日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、下に示す「東京都中学校体育大会監督・引率細則」により、校長が承認した者の引率による参加を認める。但し、細則による規定は、東京都中学校体育連盟が主催する春季大会、夏季(選手権)大会、秋季(新人)大会の支部大会、ブロック大会と都大会に適用する。

### ※東京都中学校体育大会監督・引率細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に校長・教員以外の監督・引率を認めるものではない。

(1) 校長・教員以外の引率を認める個人種目は、次の13種目である。

① 陸上競技 ② 体操 ③ ソフトテニス ④ 卓球 ⑤ 柔道  
⑥ 剣道 ⑦ バドミントン ⑧ 水泳 ⑨ 相撲 ⑩ 新体操  
⑪ スキー ⑫ スケート ⑬ テニス

※ 陸上競技・水泳のリレーは、個人種目として取り扱わない。

※ 団体戦は、個人種目として取り扱わない。

(2) 校長・教員以外の引率者には、監督の資格を認めない。

この際の監督は、支部の当該競技専門委員又は都中学校体育連盟当該競技専門部役員等とし、校長が、その旨を依頼した者。(校長が依頼書を3部事務局に提出する。)

この場合の監督の任務は、会場における監督者会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関わること(大会出場中の安全管理も含む)のみとする。

(3) 引率者は、次の中から校長が認めた者とする。

① 当該校の学校職員

② 当該校の部活動を指導している外部指導者(IDカードを提示する)

③ 当該生徒の保護者

※ 個人種目に該当するソフトテニス・卓球・バドミントン・テニス等のダブルスの場合は、2名の生徒に1名の引率者(保護者)が付くことで良いこととする。

(4) 大会に出場するための責任は学校にある。したがって、その手続き(大会参加に、必要な書類の記入及び提出、引率者・生徒への指導等)は校長が行う。

(5) 引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となることもある。

(6) 引率上の留意点・大会会場における留意点

① 引率上の留意点等

1) 引率時は、公の交通機関を利用する。

- 2) 引率上の責任は引率者にあるので、引率者・生徒共に任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは保護者が行い、費用についても保護者負担とする。
- 3) 引率に係る費用は、保護者が負担する。
- 4) 生徒の服装・持ち物等については、各学校のきまりに従う。
- 5) 大会の結果と、帰校報告を当日中に顧問等各学校から指示された者に行う。
- 6) 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
- 7) その他、引率に必要な事項を指導する。

② 大会会場における留意点等

- 1) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
- 2) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- 3) 打合せ会等に参加し、大会運営に協力する。
- 4) ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。
- 5) 抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡を取る。

(7) その他

①全国中学校体育大会の出場規定では、次の11種目について外部指導者の引率を認めている。但し、監督の資格は認めていない。

- ① 陸上競技    ② 体操・新体操    ③ 卓球    ④ 柔道    ⑤ 剣道  
 ⑥ 水泳    ⑦ バドミントン    ⑧ 相撲    ⑨ ソフトテニス    ⑩ スキー  
 ⑪ スケート・アイスホッケー（但し、スケートのみ）

②関東中学校体育連盟が主催する大会においては上記のテニス、スキー、スケートを除き、保護者引率で参加できる。

③引率上の細目については、各競技専門部において別に定める。

※ 当該競技専門部においては、出場許可証に引率者が校長・教員以外の場合、①学校職員 ②外部指導者 ③保護者のいずれかであることを明記できる欄を設け確認できるようにする。

## 9. 参加の制限

別に定める。

## 10. 実施要項の作成

毎年、大会後に開催する各競技専門部において、大会のまとめ、反省並びに次回大会要項の基本的な事項を検討し、次年度大会要項を決定する。

なお、各競技実施要項の内容は、原則として、下記の内容とする。

- ①大会名称 平成    年度 第    回東京都中学校（種目別）大会要項  
 ②目的    ③主催    ④主管    ⑤後援    ⑥期日（開閉会式日時、競技開始日時）  
 ⑦会場    ⑧参加資格    ⑨参加者数    ⑩競技規則・競技方法（特別な規則、用具、器具等）  
 ⑪表彰    ⑫参加申込方法、手続き    ⑬監督会議    ⑭引率者、監督  
 ⑮その他    ⑯連絡先（開催前、開催中）等

### 11. 大会経費

加盟費、参加費、協賛金等による。協賛等の申請は、各競技専門部が行う。

### 12. 大会予算の執行

- (1) 出納責任者をおき、出納を行う。競技専門部内監査、東京都中学校体育連盟監査を受ける。
- (2) 入賞者、入賞チームには、本連盟の表彰状を授与する。（各競技専門部負担）
- (3) その他、必要な経費について、競技専門部内で決定する。
- (4) 予算・決算書の書式は、別に定める。

### 13. 付 則

- (1) 上記の体育大会実施要項は、平成22年4月1日より適用する。
- (2) 上記の体育大会実施要項は、競技専門部会、常任理事会、理事会等の審議を経て、改訂することができる。

( ) 支部長殿  
" 競技責任者殿

学 校 名 A校 \_\_\_\_\_ B校 \_\_\_\_\_ .  
校 長 氏 名 A校 \_\_\_\_\_ 印 B校 \_\_\_\_\_ 印 .  
所 在 地 A校 \_\_\_\_\_ B校 \_\_\_\_\_ .  
電 話 A校 \_\_\_\_\_ B校 \_\_\_\_\_ .  
フ ァ ク ス A校 \_\_\_\_\_ B校 \_\_\_\_\_ .

### 合 同 チ ー ム 編 成 承 認 願

上記の2校の( )部は、両校校長の承認のもとに計画的・継続的に練習を行っております。部員数が下記の通りのため、支部( )大会に合同チームとして参加することを申請いたします。

競 技 名		
	A 校	B 校
学 校 名		
顧 問 名		
部 員 数	名	名
合同チーム名		

◎支部長・支部競技責任者記入欄

申請のあった合同チームを { ・承認する          ・承認しない } 平成 年 月 日 ( ) 支部長 ( 印 )
---

- ※ 6部作成し(各学校・本部・都競技専門部長・支部長・支部競技責任者用)、4部を当該支部長に提出する。(3部コピー可) 1部は支部競技責任者に提出する。(コピー可)
- ※ 支部長は、支部競技責任者と認定の可否について連絡を取り決定する。その結果をこの用紙に記入する。その後、1部(原本)は保管し、1部を提出した学校長に、2部を都中体連事務局に提出する。
- ※ 支部競技責任者は、支部長との協議結果を記入し保管する。
- 注意・・関東大会の合同チーム規定は、2校ともに競技に必要な人数に不足の場合となっている。都中体連の規定とは異なるので十分に注意すること。

標記の件を確認しました。  
平成 年 月 日

東京都中学校体育連盟会長

印

## ◎各大会の運営について

1. 都中体連が主催する「春季」「夏季（選手権）」「秋季（新人）」の各大会においては、連絡・報告・会計処理等について次のように定める。
  - ①各大会各種目毎の実施要項を、**各大会前に都中体連事務局へ3部提出する。**
  - ②**各大会の結果（事故報告）報告書を、各大会終了後毎に速やかに都中体連事務局へ3部提出する。**
  - ③**各大会毎の会計報告書を、各大会終了毎に速やかに都中体連事務局へ3部提出する。**
  - ④各大会の表彰では、都中体連の賞状を使用する。これ以外の大会には使用できない。
  - ⑤都中体連のブロック単位以外での大会は行わないこととする。但し、次のことは認める。
    - ・ブロック同士での合同大会は認める。
    - ・種目によっては支部、ブロックの予選を行わないことも認める。

※③については、努力項目とする。可能な限り各大会毎に会計処理を済ませる。

※本連盟のブロック編成以外での地域割りでの予選会を実施している競技は、できる限り早期に本連盟のブロックによる予選会とするように努める。なお、複数のブロックが合同で大会を開催することは可とする。

## 2. 合同チームの都大会出場について

	春季大会	選手権大会	新人大会
(1) 陸上競技	不可	不可	不可
(2) 体 操	不可	不可	不可
(3) バレーボール	可	可	可
(4) バスケットボール	可	可	可
(5) 野 球	可	可	可
(6) ソフトテニス	不可	不可	不可
(7) 卓 球	不可	不可	不可
(8) 柔 道	可	不可	可
(9) 剣 道	可	不可	可
(10) ソフトボール	可	可	可
(11) ハンドボール	可	可	可
(12) サッカー	可	可	可
(13) バドミントン	可	可	可
(14) 水 泳	不可	不可	不可
(15) ダンス	-----	可	-----
(16) 相 撲	不可	不可	不可
(17) 新体操	不可	不可	不可
(18) スキー	-----	不可	-----
(19) スケート	-----	不可	-----
(20) テニス	不可	不可	不可
(21) ラクビーフットボール	可	可	可

合同チームの各競技都大会への出場の「可・不可」を示すもの